

セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第9号）の全部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

ハラスメントによる人権侵害の防止に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における健全で快適な職場環境及び日本語教育センターにおける健全で快適な学習環境を損なわないために、ハラスメントによる人権侵害（以下「人権侵害」という。）の防止及び排除のための措置並びに人権侵害に起因する問題に対応するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権侵害 役職員又は生徒が他の役職員、生徒又は関係者に対して行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 相手を不快にさせる性的な言動
 - イ 自らの地位を濫用することにより、相手を不快にさせる言動及び不利益な取扱い
 - ウ その他広く人格に関わる事項における差別的な言動及び取扱い
- (2) 人権侵害に起因する問題 人権侵害のため役職員の就労上又は生徒の修学上の環境が害されること及び人権侵害への対応に起因して役職員が就労上又は生徒が修学上の不利益を受けることをいう。
- (3) 役職員 機構に勤務する役員及び職員をいう。
- (4) 生徒 日本語教育センターにおいて修学する者をいう。
- (5) 関係者 生徒の保護者及び機構と業務上の関係を有する者をいう。

（役職員の責務）

第3条 役職員は、人権侵害のない、健全で快適な職場環境及び学習環境を醸成し維持しなければならない。

（理事長の責務）

第4条 理事長は、機構の人権侵害の防止及び排除等について総括する。

（監督者の責務）

第5条 部等（組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第6条及び第4章の2に定める組織をいう。）の長（以下「監督者」という。）は、人権侵害防止及び排除等の措置を講じなければならない。

2 監督者は、人権侵害に起因する問題への対応に当たっては、速やかにその問題の概要及び処理方法を理事長に報告するとともに、必要に応じて指示を仰がなければならない。

（対策委員会）

第6条 機構に、健全で快適な職場環境及び学習環境維持への啓発並びに人権侵害の防止及び排除等に関する施策を実施するため、組織運営規程第30条の規定に基づき、人権侵害対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置き、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権侵害の防止及び排除等に関する啓発活動及び研修等の企画立案
- (2) 人権侵害に起因する問題を解決するために必要な事実関係の調査その他必要な措置
- (3) その他人権侵害の防止及び排除等に関し必要な事項

（対策委員会の組織及び運営）

第7条 対策委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長代理
- (3) 理事
- (4) 総務部長

2 対策委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員長は、対策委員会の会議を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことはできない。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 対策委員会の委員が、審議事項の当事者である場合は、当該審議に参加することができない。

8 対策委員会の委員長は、第一項に規定する者のほか、必要があると認めたときは、機構職員及びハラスメントによる人権侵害について専門的知識を有する有識者を委員に指名することができる。

9 対策委員会を組織する際は、審議事項の内容に応じ、委員の性別に配慮する。

10 対策委員会の庶務は、総務部人事課が担当する。

（調査委員会）

第8条 対策委員会が必要と認めた場合は、同委員会内に人権侵害調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、健全で快適な職場環境及び学習環境の維持並びに人権侵害に係る具体的な事情を調査させることができる。

- 2 調査委員会は、調査内容を対策委員会に報告しなければならない。
- 3 調査委員会の設置及び構成等については、対策委員会が定める。

(相談への対応等)

第9条 機構に人権侵害に関する主任相談員（以下「主任相談員」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 機構に人権侵害に関する相談員（以下「相談員」という。）を置き、機構の職員から理事長が各事業所毎に1名以上指名する者をもって充てる。
- 3 主任相談員は相談員を総括する。ただし、主任相談員が人権侵害に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）の当事者である場合は、監査室長がその職務を代行する。
- 4 相談員は、別に定めるところにより、苦情相談に応じるとともに、当該苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する指導及び助言等を行い、当該問題に適切かつ迅速に対処するものとする。
- 5 相談員は、苦情相談に当たり必要があるときは、関係する監督者と協議する等の措置をとるものとし、具体的事項を理事長、対策委員会、調査委員会又は主任相談員に報告しなければならない。

(プライバシー等の保護)

第10条 相談員及び人権侵害に起因する問題の対処に関わる者は、当事者等のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 理事長、監督者、相談員及びその他の役職員は、人権侵害に係る苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他人権侵害に関して正当な対応をした役職員及び生徒に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(生徒による人権侵害の取扱い)

第12条 人権侵害に相当する行為であって、生徒が他の生徒又は生徒が役職員及び関係者に対して行うものの取扱いについては、日本語教育センターにおいて別に定める。

- 2 日本語教育センターが前項の規定に基づき定めを行うとき及び個別に人権侵害に起因する問題に対応しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、令和6年1月15日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。